

令和6年度

第2回

# 佐久市国民健康保険運営協議会

## 会議資料

日時 令和7年1月17日（金） 午後1時30分～

場所 佐久市役所 大会議室

佐久市国民健康保険運営協議会

佐 久 市

## ■ 国民健康保険税の見直し方針について

### 長野県における国保税率統一における運営方針

#### 令和9年度までに行うこと

- ①医療費指数を二次医療圏で統一する  
佐久市0.944 → 佐久広域：0.928 → 長野県：0.951
- ②資産割を廃止する（佐久市国保では令和5年度に廃止済）  
（R6時点で77市町村中57市町村が賦課していない）
- ③保険料(税)の応益割保険料（均等割、平等割）の平準化を図る

### 佐久市国民健康保険税率の見直しの方針（案）

- 1 税率見直しを2年のスパンとしていることから、2年間における収支が均衡するよう税率設定する。  
（2年ごとに、税率が変動する）
- 2 長野県が行う「国保税率の統一」と方向性を同じくした見直しとする  
・令和9年度までに資産割を廃止する。（令和5年度実施済）  
・応益割保険料（均等割・平等割）を県標準保険料に近づける。  
（①については、佐久市の場合影響がないため、見直しでは考慮しない）
- 3 基金の活用方針により基金を取り崩した場合で、基金残高が基金保有額水準を下回る場合は、税率等の見直しの際に解消となるよう見直しを行う。

## 税率見直しにおける留意点

被保険者の保険料負担能力に応じて  
賦課される、**応能割（所得割）**

受益に応じて等しく被保険者に賦課される、**応益割（均等割、平等割）**

### 所得割

- ・所得の状況によって課税することから応分の負担となる
- ・所得額に課税するため、経済状況の影響を受けやすく、減収分の見込みが難しい。

### 均等割

- （11月末の被保険者数 18,271人、R5.11月末 19,031人 760人減）
- ・被保険者一人当たり課税のため、額を増減した場合、すべての世帯に影響する。
  - ・景気の動向に左右されないため比較的安定した財源。

### 平等割

- （11月末の世帯数 12,332世帯、R5.11月末 12,612世帯 280世帯減）
- ・加入一世帯当たり課税のため、額を増減した場合、すべての世帯に影響する。
  - ・景気の動向に左右されないため比較的安定した財源となっている。

## R7・R8特有の留意点

### ① 団塊世代の国保脱退による影響

令和4年～令和7年の間に団塊世代の多くの被保険者が国保から脱退し、後期高齢者医療保険に移行。  
被保険者数の大幅減少による保険税の減収が見込まれる。

### ② 子ども・子育て支援金制度の創設

○令和8年度より実施予定  
児童手当の拡充・妊娠出産時からの支援強化等少子化対策の財源確保に向けた取り組み

令和8年度	300円（加入者一人当たり月額）
令和9年度	400円
令和10年度	500円

※令和6年3月29日時点での試算数値

### ③ 社会保険適用事業所の拡大

○令和6年10月より、パートアルバイトの社会保険加入要件が拡大されている。

- ・要件として①年収106万円以上 ②週の労働時間が20時間以上 ③従業員が51人以上 ④学生でない などがあり、社会保険に加入する
- ・現在、国では収入要件（106万円）の撤廃（26(R8)年10月調整）を検討しており、週の労働時間が20時間以上の人は年収を問わず社会保険に加入することになり、被保険者の減少が見込まれる

### ④ 高額療養費の見直し

○令和7年中の実施を目指す  
国では、医療機関で被保険者が支払う自己負担に限度額を設ける「高額療養費制度」の見直しを検討しており、高齢化で医療費が膨らむなか、低所得者に配慮した上で負担上限を引き上げる。保険者としての支出は抑えられる。

### ⑤ 国保の税収への影響

○「103万円」の壁による影響

- ・現在103万円を超えると所得税がかかるため、働き控えを招いている。このため、所得税の基礎控除などを増やし、非課税枠の見直しが検討されている。これにより被保険者の手取りは増えるが基礎控除額が増えることにより税収は減少することになる。

○国保税の課税限度額の引き上げによる影響

- ・令和7年度より

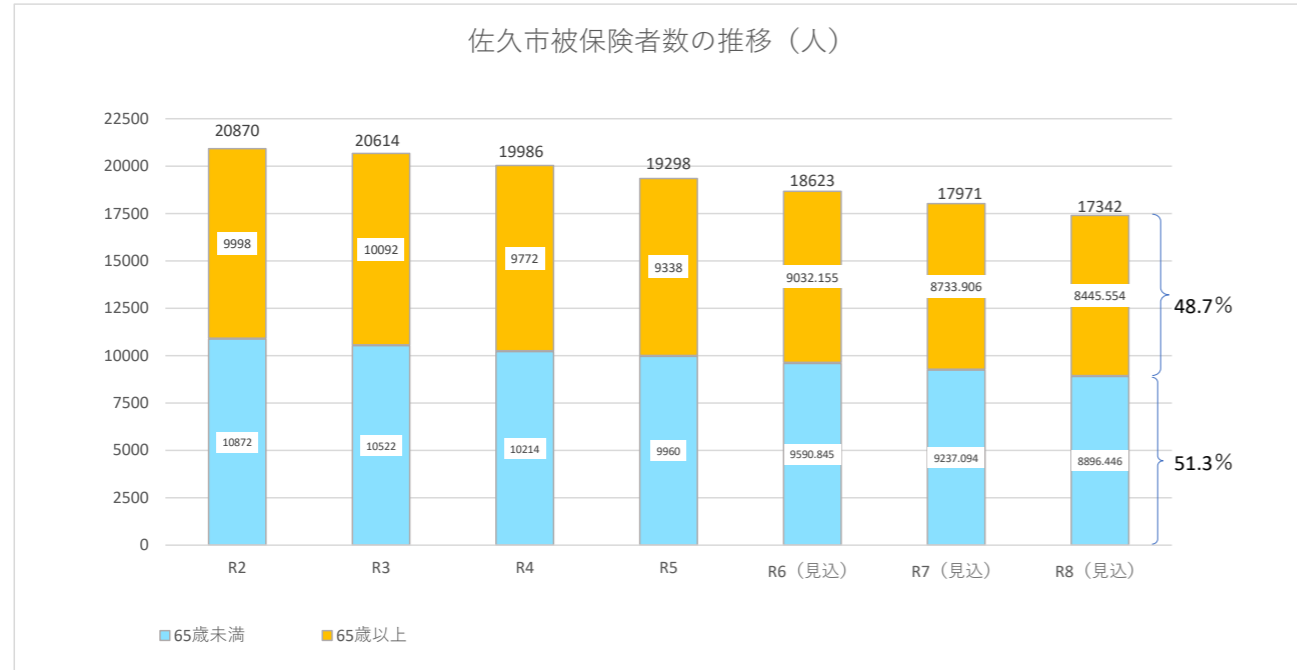
医療費分	65万円→66万円に引き上げ
後期高齢者支援分	24万円→26万円に引き上げ
介護分	現行どおり17万円
合計	109万円

#### 【影響のある世帯】

例 単身世帯 所得 約980万円以上  
（給与収入 約1,160万円以上）

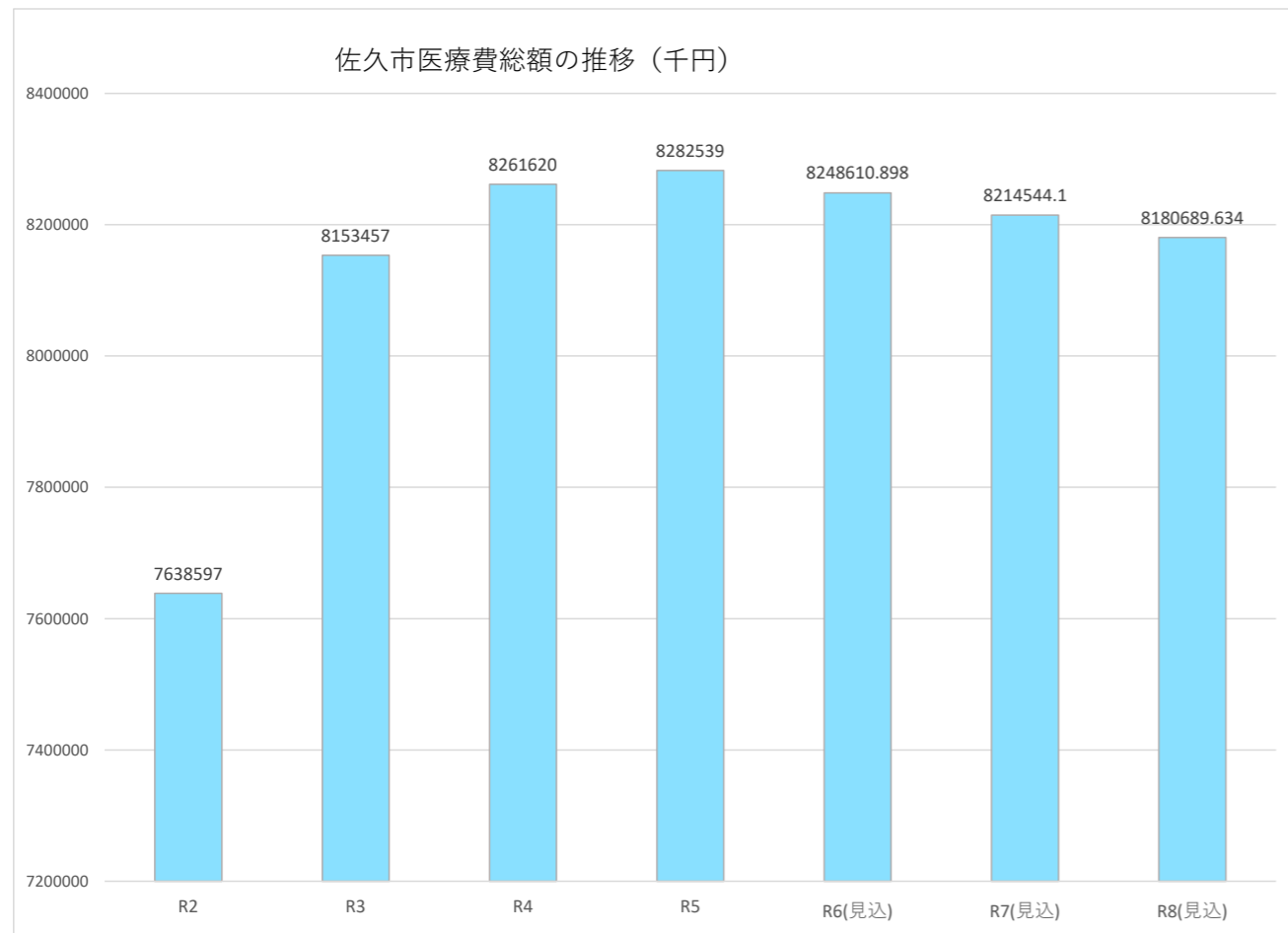
# 佐久市国民健康保険の状況

## 1 被保険者数の推移



※被保険者の見込伸び率は、△3.5%

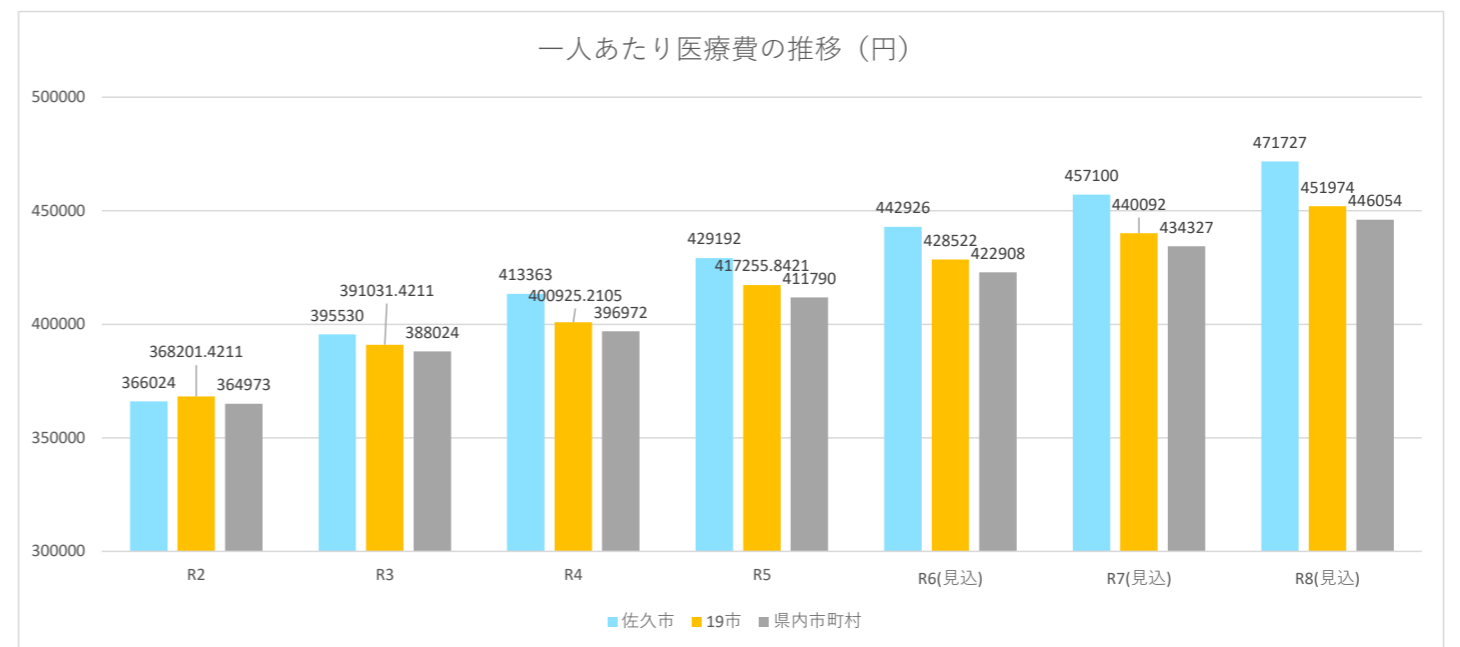
## 2 医療費の推移



※事業年報「医療給付の状況(療養費等含む)」より

※R6~R8見込 一人あたり医療費×被保数

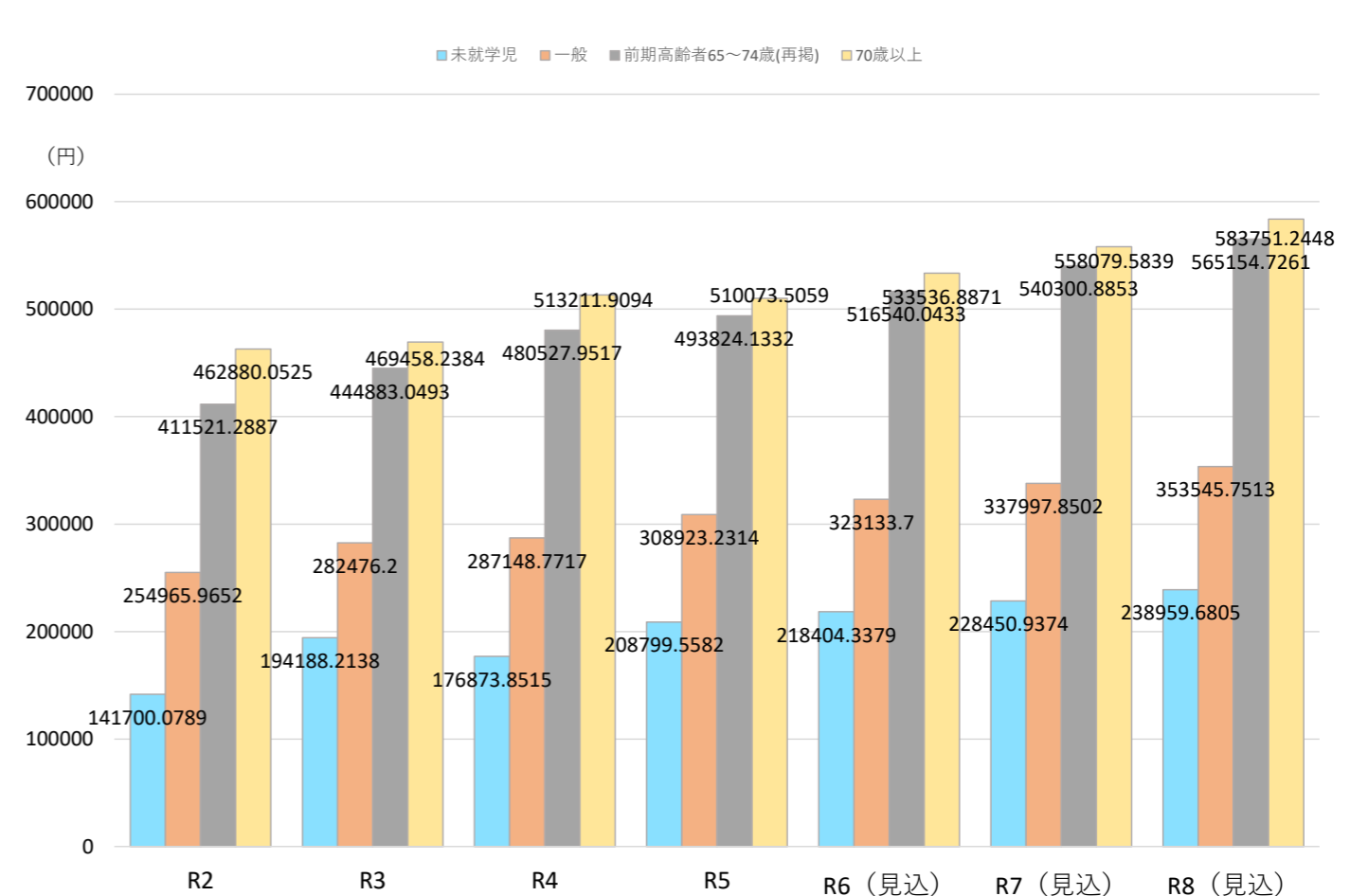
## 3 一人あたり医療費の推移



※長野県国民健康保険団体連合会公表値

※医療費の見込伸び率は、市3.2%、19市2.7%、県2.7% (県納付金算定と同じ計算式 H29~R1の伸び率の平均(係数))

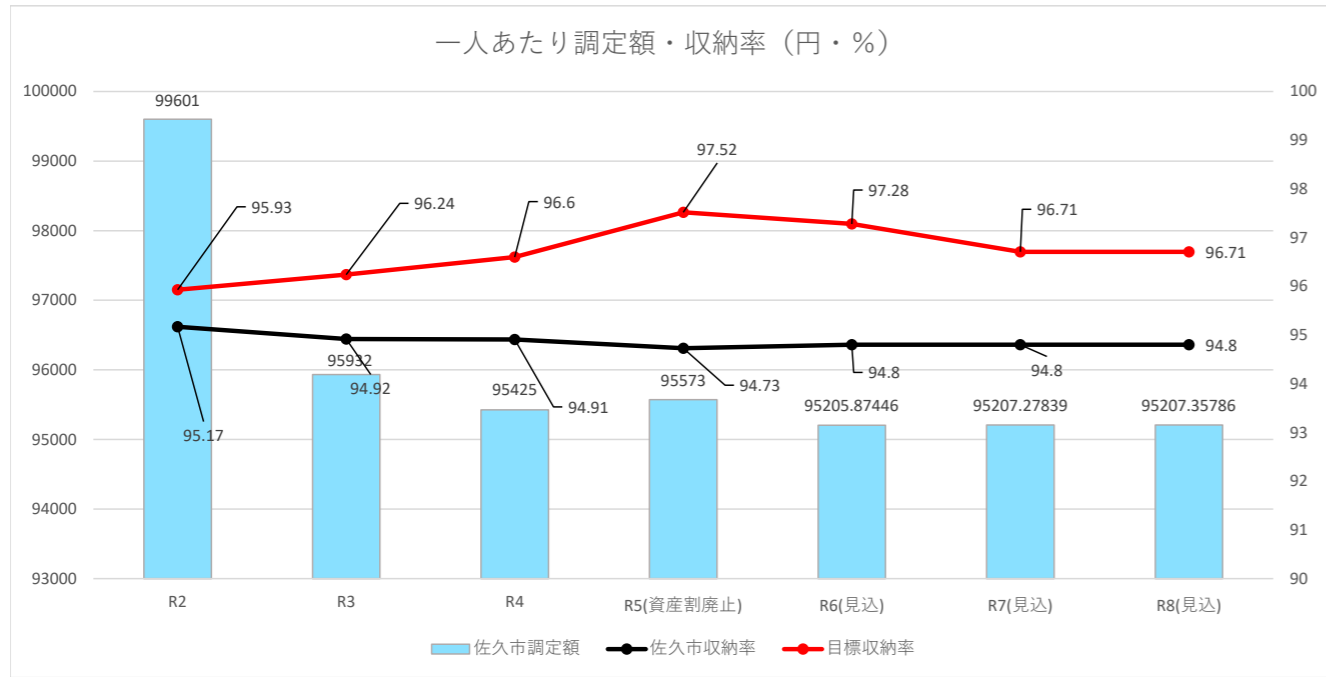
## 4 一人あたり保険給付額の推移(年代別)



※事業年報「医療給付の状況(療養費等含む)、高額療養費の状況」より

※給付額の見込伸び率は4.6% (H29~R1の伸び率の平均(係数))

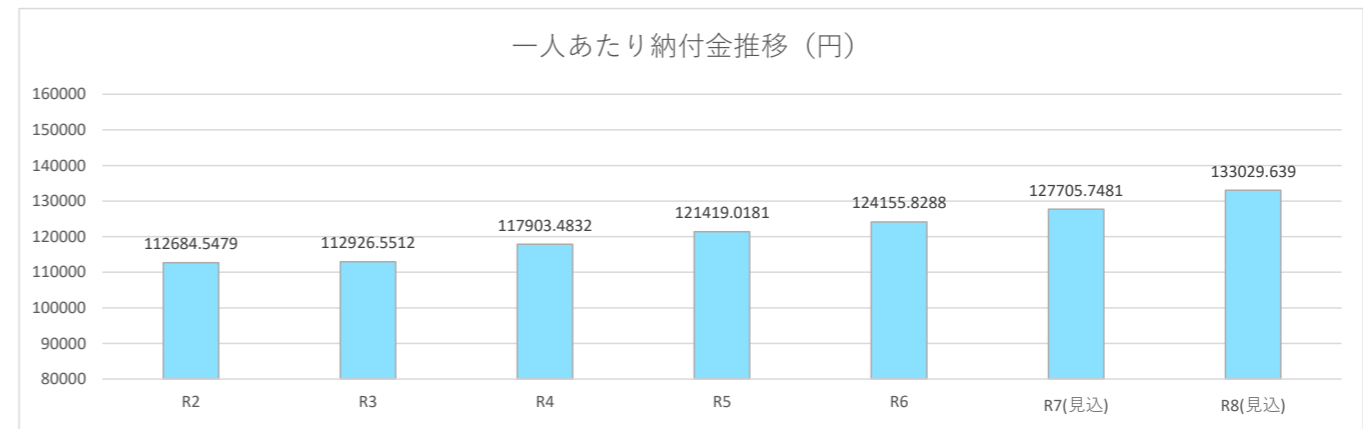
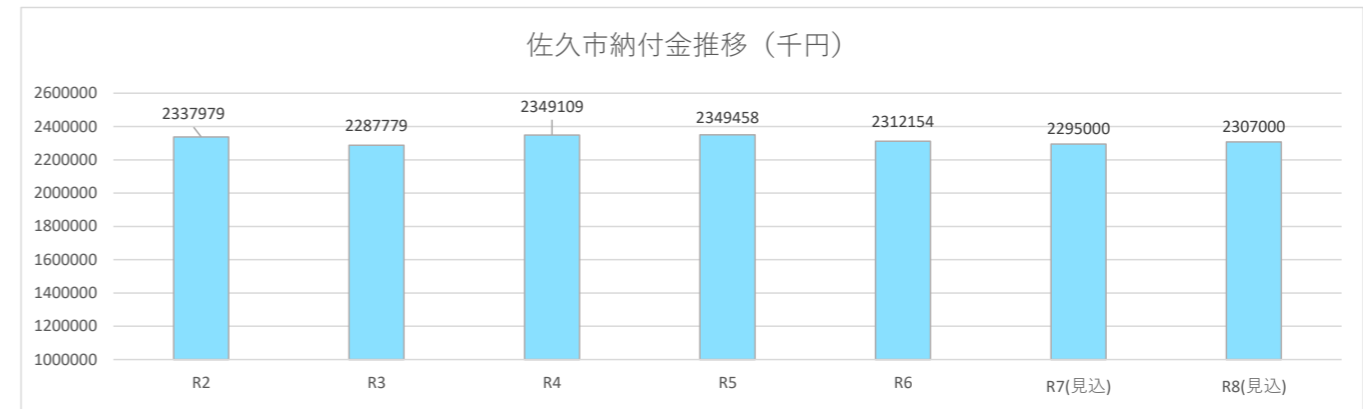
## 5 国民健康保険税の推移



※ 調定額及び収納率は、一般・退職の現年度分のみ

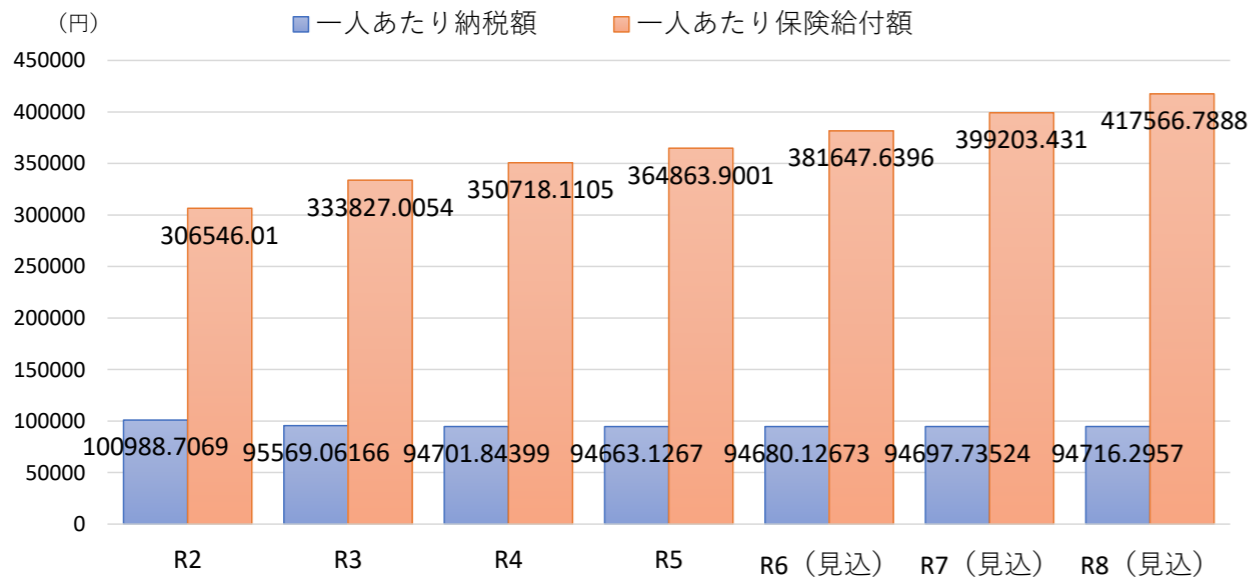
※ 目標収納率 R6、R7は県運協方針

## 7 納付金の推移



※退職分を除く、一般被保険者分のみ

## 6 納付額と保険給付額の比較



※納税額は過年度分含む

※保険給付額R2～R5は事業月報より

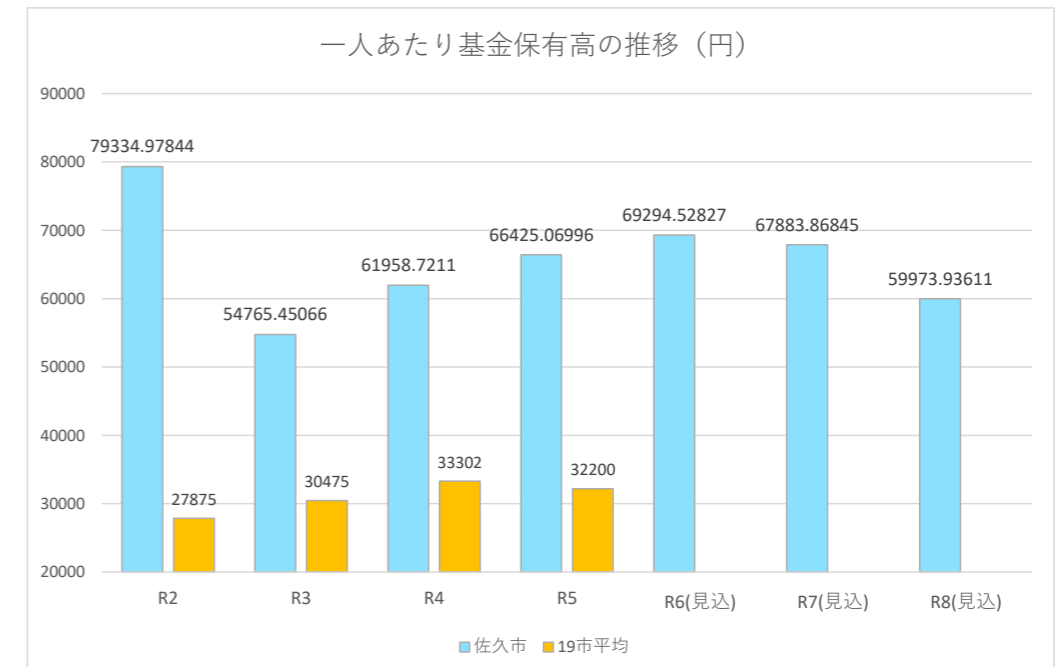
※給付額の見込伸び率は4.6%（H29～R1の伸び率の平均（係数））

※子ども・子育て支援金、社会保険の適用拡大、税制改革（103万円の壁）は考慮しない

## 8 国民健康保険事業基金の保有状況

（千円）

令和2年度末残高	1,655,721
令和3年度末残高	1,128,935
令和4年度末残高	1,238,307
令和5年度末残高	1,281,871
令和6年度末残高	1,290,472
令和7年度末残高	1,219,941
令和8年度末残高	1,040,068



国民健康保険税額の推計【据置】

(単位：人、千円)

税率試算		令和5年度決算				令和6年10月末時点			令和6年度決算(見込)		
		平均被保数	調定額	収納率	収入額	平均被保数	調定額	収納見込	平均被保数	調定見込	収納見込
現年課税分 (過年度分含む)	医療給付費等分	19,298	1,228,914	94.98	1,167,198	18,661	1,221,468		18,623	1,179,411	1,118,082
	介護納付金分	5,923	167,944	92.41	155,198	5,839	169,548		5,810	164,141	155,606
	後期支援金分	19,298	447,514	94.93	424,847	18,661	448,461		18,623	429,467	407,135
	小計	19,298	1,844,372	94.73	1,747,243	18,661	1,839,477		18,623	1,773,019	1,680,822
滞納繰越分	医療給付費等分		177,678	28.55	50,726		172,464			172,000	52,632
	介護納付金分		36,591	29.26	10,708		35,386			35,000	10,710
	後期支援金分		63,422	28.59	18,131		62,349			62,300	19,064
	小計		277,691	28.65	79,565		270,199			270,200	82,406
合計			2,122,063	86.09	1,826,808		2,109,676			2,043,219	1,763,228

○1人あたり調定額に平均被保数の見込みと

平均収納率を乗じて推計

・過去5年(R1~R5年度)の平均収納率  
現年課税分：94.8% 滞納繰越税：30.6%

・R5年度1人あたり調定額(過年度分含む)

医療分	63,332円
介護分	28,252円
支援金分	23,062円

税率試算		令和7年度(見込)				令和8年度(見込)				令和9年度(見込)				令和10年度(見込)			
		平均被保数	調定見込	収納見込	前年度増減	平均被保数	調定見込	収納見込	前年度増減	平均被保数	調定見込	収納見込	前年度増減	平均被保数	調定見込	収納見込	前年度増減
現年課税分 (過年度分含む)	医療給付費等分	17,971	1,138,132	1,078,949	△39,133	17,342	1,098,297	1,041,186	△37,763	16,735	1,059,857	1,004,744	△36,441	16,149	1,022,762	969,578	△35,166
	介護納付金分	5,607	158,403	150,166	△5,440	5,411	152,859	144,910	△5,256	5,221	147,509	139,838	△5,072	5,039	142,346	134,944	△4,894
	後期支援金分	17,971	414,436	392,885	△14,250	17,342	399,930	379,134	△13,751	16,735	385,933	365,864	△13,270	16,149	372,425	353,059	△12,805
	小計	17,971	1,710,970	1,622,000	△58,823	17,342	1,651,086	1,565,230	△56,770	16,735	1,593,298	1,510,447	△54,783	16,149	1,537,533	1,457,581	△52,866
滞納繰越分	医療給付費等分		166,668	50,977	△1,655		161,501	49,397	△1,580		156,495	47,865	△1,531		151,643	46,382	△1,484
	介護納付金分		33,915	10,373	△337		32,864	10,052	△322		31,845	9,740	△312		30,858	9,438	△302
	後期支援金分		60,369	18,464	△599		58,497	17,892	△572		56,684	17,337	△555		54,927	16,800	△537
	小計		260,952	79,815	△2,591		252,862	77,340	△2,474		245,023	74,943	△2,398		237,428	72,620	△2,323
合計			1,971,922	1,701,814	△61,414		1,903,948	1,642,570	△59,244		1,838,322	1,585,390	△57,181		1,774,960	1,530,201	△55,189

※平均被保険者数 前年×0.965、介護納付金分被保険者数 平均×0.312

※子ども子育て拠出金、被用者保険の適用拡大、税制改正等は考慮しない

# 佐久市国民健康保険財政の今後の推計と税率等の改定について

## 1 歳入歳出決算額等について

(単位:千円)

	令和5年度	令和6年度(見込)	令和7年度(推計)	令和8年度(推計)
歳入合計	9,946,365	9,941,748	9,841,454	9,782,420
歳出合計	9,848,409	9,899,467	9,912,767	9,963,075
差 引	97,956	42,281	△ 71,313	△ 180,655
実質収支 ※	17,619	△ 48,119	△ 113,594	△ 180,655
基金残高	1,281,871	1,290,472	1,219,941	1,040,068

※ 実質収支:歳入合計から、基金繰入金、繰越金、財産収入(基金積立充当分のみ)、その他(基準外)繰入金(福祉医療分は対象外)を除き歳出合計から基金積立金、一般会計返還金を除いた上で、歳入歳出の差引をしたもの

## 2 項目別歳入歳出決算額等について

子ども子育て支援金の導入

(単位:千円)

項目	令和5年度(決算)	令和6年度(決算見込)	令和7年度(推計)	令和8年度(推計)
1 国民健康保険税	1,826,809	1,763,228	1,701,814	1,642,570
2 使用料及び手数料	1,097	900	900	900
3 県支出金	7,231,857	7,308,881	7,363,512	7,427,544
4 繰入金	721,325	675,073	663,878	643,876
5 繰越金(前年度歳入歳出差引額※)	123,164	97,955	42,281	0
6 その他(基金積立金利子含む)	42,113	95,711	69,069	67,530
歳入計	9,946,365	9,941,748	9,841,454	9,782,420
1 総務管理費	103,800	118,891	126,344	126,344
2 保険給付費	7,180,404	7,251,988	7,310,282	7,376,183
3 国民健康保険事業納付金	2,349,458	2,312,152	2,295,000	2,284,053
4 保健事業費	113,810	113,199	113,188	112,266
5 償還金	55,214	91,125	62,660	61,686
6 基金積立金	43,564	8,601	782	782
7 その他	2,159	3,511	4,511	1,761
歳出計	9,848,409	9,899,467	9,912,767	9,963,075

## 3 税率等の改定について

- ①佐久市国保では、国保運営の安定化を図るため、2年に一度、税率等の見直しを行ってきました。
- ②令和7年度からの国保税率等については、現行の税率等とし据置します。

	所得割率	均等割額	平等割額
医療分	7.30	20,800	24,400
支援分	2.75	7,300	8,700
介護分	2.75	9,000	7,300

- ③なお、令和8年度については、新たな制度が創設されることなどから、令和7年度に改めて税率等の見直しを行います。

## 4 据置とする理由

- ①令和6年度の決算見込で、実質収支がマイナスであり、令和7年度からは収支でもマイナスとなり基金の活用が必要になるが、基金残高から国保運営に支障がないこと。
- ②令和8年度に子ども子育て支援金制度が創設され、令和7年度に新たに税率等を定める必要があること。
- ③被用者保険適用拡大が検討されており、国保の被保険者の減少が見込まれること。
- ④税制改正が検討されており、いわゆる103万円の壁について、基礎控除額の見直しにより、国保税の減収が見込まれること。

## 主な歳入の推計方法等

○国民健康保険被保険者数:令和6年9月末までの実数を基に、被保険者の減少割合等を考慮し推計

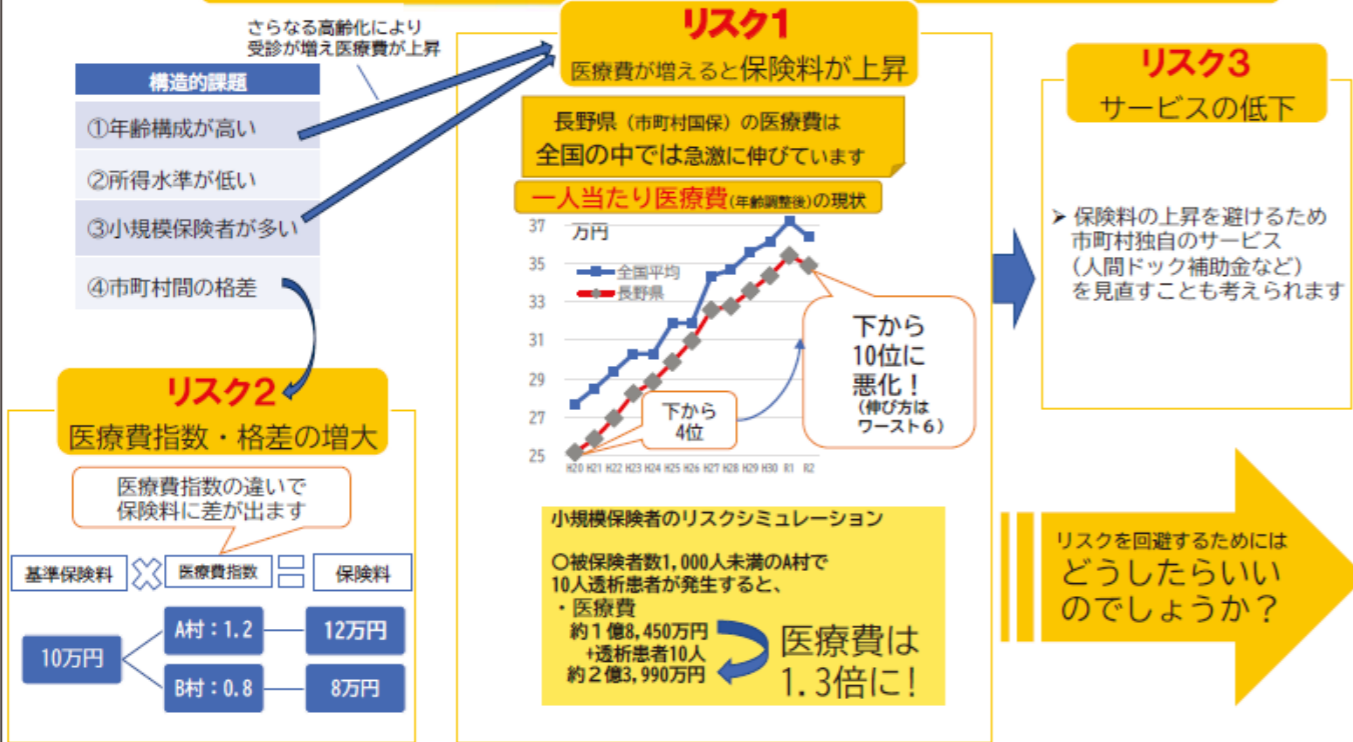
- 1 国民健康保険税:令和5年度の1人当たり調定金額や過去の収納率等を分析し、今後の被保険者の推計との整合性を図りながら令和6年度以降の収納額を推計しました。  
(子ども子育て支援金、被用者保険の適用拡大、税制改正等は考慮しない)
- 3 県支出金:主なものとして、普通交付金、特別交付金があります。  
普通交付金:歳出の保険給付費に要した費用を全額交付されることから、保険給付費のうち、療養諸費、高額療養費、移送費の合計と同額になります。  
特別交付金:保険者努力支援分、旧国特別調整交付金、県繰入金(2号分)、特定健診等負担金があります。  
被保険者推計や交付金の減少割合等を考慮し推計。
- 4 繰入金:軽減措置に対する補填や、国民健康保険に係る職員給与など、国が定めるルールに基づき算定された金額が、一般会計から国保特会に繰入れされます。過去の実績、被保険者数や保険給付費等の推計に基づきそれぞれの繰入金ごとに推計しました。  
なお、令和6年度からは、子ども福祉医療費助成における一部負担金の現物給付化による国庫負担金等の調整措置分の繰入はなくなりました。
- 6 その他:国保事業基金積立金利子、国保税延滞金、貸付金元金収入、第三者行為納付金等があります。過去の実績と被保険者数の減少を考慮し推計しました。

## 主な歳出の推計方法等

- 2 保険給付費:主なものとして、療養給付費、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費などがあります。  
一人当たり給付費に着目し、伸率を4.6%とし推計しました。
- 3 国民健康保険事業納付金:長野県における保険料収納必要額を市町村ごとの「被保険者数」と「所得水準」で按分しそれぞれに「医療費水準」を反映して国保事業費納付金が決定されます。  
令和7年度は、12月2日に県より示された仮係数での値です。医療費分は令和7年度から増加傾向、後期高齢者支援分・介護納付金分は減少したため、同様の見方で推計しました。
- 4 保健事業費:保健事業に係る職員給与や人間ドック補助金、特定健康診断等の実施経費です。
- 5 償還金:返還金・還付金は、近年の実績を基に推計しました。
- 6 基金積立金:令和6年度は、9月補正での計上分及び国保事業基金積立金利子推計分を計上しています。  
令和7年度以降は、国保事業基金積立金利子推計分を過去3カ年の平均値で計上しました。
- 7 その他:平成30年度以降は、浅間病院会計への繰出金を計上しています。(県支出金の特別交付金(旧国特別調整交付金)で、浅間病院会計への交付金を収入しているため。)

## 2-2 長野県国保の医療費の現状と見通し

このままではこんな**リスク**があります



## 3-2 国保の保険料水準の統一の県民のメリット

**目指す姿** 県内どこでも同じ保険料※で同じ住民サービス（完全統一と呼びます）

※所得と家族構成が同じ場合

①県内ならどこに住んでいても、どこへ引越しても、**同じ保険料**



②各年度の**保険料が安定**

✓お住まいの市町村で総医療費が急増しても、77市町村で1つの大きなお財布を使うので、保険料への影響は小さくなります

③**住民サービス**（任意給付など）が**統一**

同じ負担で同じサービス

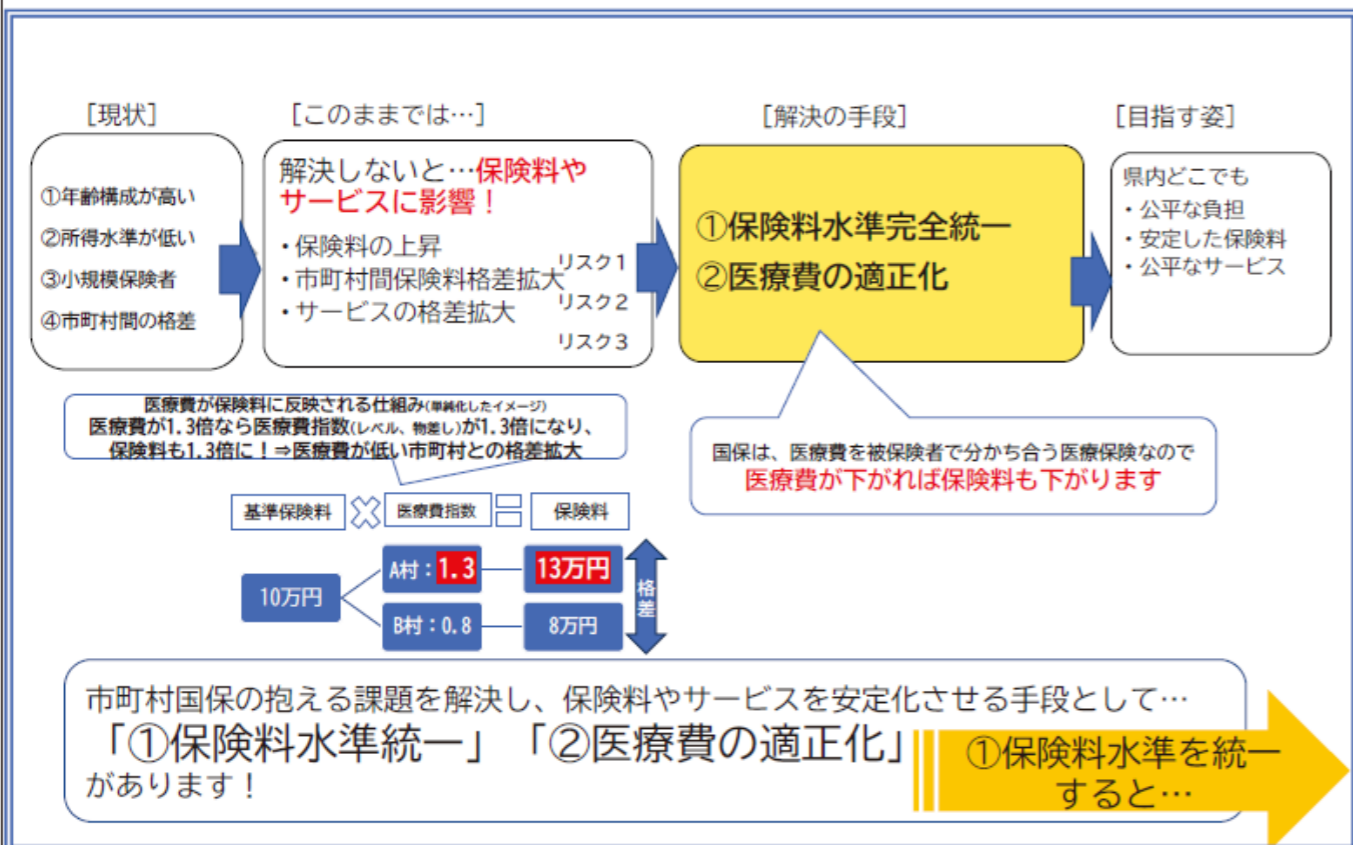
例えば… ✓人間ドックや脳ドックに行くとき、**同じ補助**が受けられます

✓被保険者が亡くなったとき、50,000円（葬祭費）が受け取れます

✓災害や病気で収入が減ったとき、**同じルール**で保険料・自己負担が**減免**されます

完全統一に向けては…

## 3-1 国保の保険料水準等の統一の必要性



## 4 国保の保険料水準の完全統一の道のり

